規制シート(様式)

160199200900001 平成28年12月2日

Т00199200900001			
規制の名称	労働時間等設定改善実施計画の変更時の大臣の承認等	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	労働基準局労働条件政策課長 藤枝 茂
	競争関係にある同一の業種に属する二以上の事業主が自主的に共同して労働時間の設定を改善するための計画を策定し、それを的確に実施することがで きるようになるために設けられた環境整備のための計画の承認制度を的確に運用すること。		
規制内容の概要	同一の業種に属する二以上の事業主であって、労働時間等の設定の改善の円滑な実施を図るため、労働時間等設定改善指針に即して、業務の繁閑に応じた営業時間の設定、休業日数の増加その他の労働時間の短縮がみこまれる措置を実施しようとするものは、共同して、実施しようとする労働時間等設定改善促進措置に関する計画を作成し、これを厚生労働大臣及び当該業務を所管する大臣に提出して、その労働時間等設定改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。労働時間等設定改善計画を変更する場合は、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣の承認を受けなければならない。また、厚生労働大臣及び当該業種に属する業務を所管する大臣は、労働時間等設定改善計画が、基準に適合しなくなった場合に、事業主に対して、当該承認計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならない。厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣は、承認事業主に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができるが、承認事業主がこの報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、厚生労働大臣及び当該業種に属する業務を所管する大臣は、当該承認計画の承認を取り消すことができる。	関連する予算	_
規制の最近の 改廃経緯	_	関連する 政策評価結果	_
	厚生労働大臣から適当である旨承認を受けた労働時間等設定改善計画について、計画の変 更等があった場合に、再度大臣の承認等を求めることは、同計画の実効性の担保の面から必 要なため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	_		
見直し条項	_		
次の見直し時期	平成33年度		